

税務ポイント

(会社の税務 よろず相談室⁽⁸²⁾)法人税 その59

中小企業における賃上げ促進税制 (旧 所得拡大促進税制) について

Q. 消費者物価上昇率を上回る賃上げを実現すべく、中小企業の法人税の優遇措置が実施されていますが、その概要について教えてください。

A. 中小企業者等が、平成30年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度において国内雇用者(注1)に対して給与等を支給する場合において、その事業年度においてその中小企業者等の雇用者給与等支給額(注2)からその比較雇用者給与等支給額(注3)を控除した金額のその比較雇用者給与等支給額に対する割合が1.5パーセント以上であるときは、その事業年度の控除対象雇用者給与等支給増加額の15パーセント相当額の法人税額の特別控除ができることとされています。

更に、令和4年4月1日以降に開始する事業年度については、次の2つの上乗せ要件を満たした場合は、控除対象雇用者給与等支給増加額の最大40パーセントに相当する額が税額控除限度額となります。

ただし、その税額控除限度額が適用年度の調整前法人税額の20パーセント相当額を超えるときは当該相当額を限度とします。

(上乗せ要件)

- I. (雇用者給与等支給額－比較雇用者給与等支給額) / 比較雇用者給与等支給額 \geq 2.5パーセント
- II. (教育訓練費の額(注4)－比較教育訓練費の額(注5)) / 比較教育訓練費の額 \geq 10パーセント

以下、用語の説明です。

(注1) 国内雇用者とは、法人の使用人(その法人の役員と特殊の関係のある者等の一定の者を除きます。)のうちその法人の国内に所在する事業所につき作成された賃金台帳に記載された者をいいます。

(注2) 雇用者給与等支給額とは、法人の適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額をいいます。ただし、その給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額(国または地方公共団体から受ける雇用保険法第62条第1項第1号に掲げる事業として支

給が行われる助成金その他これに類するものの額(以下「雇用安定助成金額」といいます。)を除きます。)がある場合には、その金額を控除します。

(注3) 比較雇用者給与等支給額とは、前事業年度における雇用者給与等支給額をいいます。

(注4) 教育訓練費とは、法人がその国内雇用者の職務に必要な技術または知識を習得させ、または向上させるために支出する費用で以下のものをいいます。

1 法人がその国内雇用者に対して教育、訓練、研修、講習その他これらに類するもの(以下「教育訓練等」といいます。)を自ら行う場合の次の費用

(1) 教育訓練等のために講師または指導者(その法人の役員または使用人である者を除きます。以下「講師等」といいます。)に対して支払う報酬、料金、謝金その他これらに類するものおよび教育訓練等を行うために要する講師等の旅費のうちその法人が負担するものならびに教育訓練等に関する計画または内容の作成についてその教育訓練等に関する専門的知識を有する者(その法人の役員または使用人である者を除きます。)に委託している場合のその専門的知識を有する者に対して支払う委託費その他これに類するもの

(2) その教育訓練等のために施設、設備その他の資産を賃借する場合におけるその賃借に要する費用およびコンテンツ(文字、図形、色彩、音声、動作もしくは映像またはこれらを組み合わせ合わせたものをいいます。)の使用料(コンテンツの取得に要する費用に該当するものを除きます。)

2 法人から委託を受けた他の者がその法人の国内雇用者に対して教育訓練等を行う場合の、その教育訓練等のために当該他の者に対して支払う費用

3 法人がその国内雇用者を他の者が行う教育訓練等に参加させる場合の、当該他の者に対して支払う授業料、受講料、受験手数料その他の当該他の者が行う教育訓練等に対する対価として支払うもの

(注5) 比較教育訓練費の額とは、法人の各事業年度開始の日前1年以内開始した各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される教育訓練費の額をいいます。

(税制委員会: 赤羽総一郎、山口優子、木下茂登次 グループ稿)
(監修: 関東信越税理士会 松本支部)